

大津市木造住宅耐震改修等補助制度

本市では、耐震診断の結果、上部構造評点（耐震性を示す指標）が 0.7 未満と診断された木造住宅の評点を 0.7 以上に改修する工事及び上記評点 0.7 未満の住宅の建替えに伴う除却工事に対して補助を行っています。

また、令和8年度から、上記評点 0.7 未満、もしくは耐震診断調査票により倒壊の危険性があると判断された木造住宅の除却のみの工事も補助の対象となりました。

※申し込みを希望される方は、必ず工事着工前に建築指導課までご相談ください。

1 補助金額

工事種別	補助金額
耐震改修工事・建替工事	工事経費の4/5 上限115万円
除却工事	工事経費の1/5 上限40万円

※建替工事の場合、対象の工事費は耐震改修工事費と除却工事費を比較していずれか低い金額を採用するため、除却工事費の見積とは別に耐震改修工事を行った場合の評点及び工事費の算出が必要となります。

※除却工事費は、補助事業を行う木造住宅の延べ床面積（㎡）に39,900円を乗じた額を限度とします。

※補助申請に併せてリバース60を利用する場合、上記の補助金額の1/2の額となります。

2 補助対象となる建築物の要件

□昭和56年5月31日以前に着工され、完成している。

□延べ床面積の過半が住宅として使われている。

□階数が2階以下、延べ床面積が300㎡以下である。

□木造軸組構法の住宅であること。（枠組壁工法（2×4工法）、丸太組構法及びプレハブ工法等大臣認定工法は対象外。）

3 補助制度でご注意いただきたいこと

- 申込みは予算の上限に達し次第、終了となります。
- 改修工事の設計者・監理者・施工者及び除却工事（建替に伴うものを含む）の施工者はそれぞれ、滋賀県木造住宅耐震改修工事業業者登録名簿に登録されている必要があります。
- 改修工事、建替工事及び除却工事に着手する前に補助金の申請を行い、決定通知を受けていただく必要があります。
- 申請された年度の2月末までに工事完了の実績報告をしていただく必要があります。
- 他の補助金との重複した利用はできない場合があります。
- 補助金の利用は一回に限ります。
- 申請者は補助対象とする住宅の所有者であり、市税を完納している必要があります。
- 耐震診断をご希望の場合は、別途無料の木造住宅耐震診断員派遣事業を実施しておりますのでお問い合わせください。

4 割増し補助のご案内

前記により算出した額に、以下の①から⑥までにより算出した額を加えた額を補助金額とします。

※建替工事の場合は④から⑥は適用できませんのでご注意ください。

※除却工事の場合は②から⑥は適用できませんのでご注意ください。

① **主要道路沿い耐震改修等工事加算**（対象となる工事費が100万円以下の場合を除きます。）

滋賀県地域防災計画、大津市地域防災計画又は耐震改修促進計画に定められた緊急輸送道路・避難路沿いの住宅であって、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路等の境界線までの水平距離に1.5メートルを加えた値を超える場合、1戸当たり5万円加算します。

② **高齢者世帯耐震改修等工事加算**（対象となる工事費が100万円以下の場合を除きます。）

65歳以上の高齢者のみまたはその方を含む世帯が居住する場合、1戸当たり5万円加算します。

③ **子育て世帯耐震改修等工事加算**（対象となる工事費が100万円以下の場合を除きます。）

中学生までの子を含む世帯が居住する場合、1戸当たり5万円加算します。

④ **滋賀県産材利用耐震改修工事加算**

県産材利用耐震改修モデル事業に基づく耐震改修工事を行う場合、滋賀県びわ湖材産地証明制度要綱に基づき証明された数量の合計に応じて、次の表により加算します。

滋賀県産材 使用量	0.25 m ³ を超え	0.45 m ³ を超え	0.7 m ³ 超
	0.45 m ³ 以下	0.70 m ³ 以下	
補助金の加算額	5万円	10万円	20万円

⑤ **バリアフリー改修工事加算**（対象となる工事費が100万円以下の場合およびバリアフリー改修工事対象となる工事費が50万円以下の場合を除きます。）

耐震改修工事と併せて災害時の避難を容易にすることを目的とした、段差解消等の工事を行う場合、1戸当たり10万円加算します。

⑥ **内覧会開催加算**（対象となる工事費100万円以下および居住者が住宅に居住しながら工事を行うものを除きます。）

補助事業により耐震改修を行う住宅において、工事中及び工事後の一般向け、事業者向け内覧会を行う場合、1戸当たり10万円加算します。



5 補助金交付申請に必要な書類

各工事共通

- (1) 補助金交付申請書様式（要綱様式第1号）
- (2) 固定資産課税台帳記載事項証明書、建築確認通知書又は登記済証のいずれかの写し
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 位置図
- (5) 現況図
- (6) リバース 60 を利用する場合は、耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（要綱様式第1号の2）

耐震改修工事

- (1) 木造耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震改修工事実施後の上部構造評価点等を記した書類（登録設計者又は登録施工者の記名のあるもの）
- (3) 設計図、補強計画図その他補助対象建築物を記した書類（登録設計者の記名のあるもの）
- (4) 耐震改修工事費の見積額が確認できるもの（登録設計者又は登録施工者の記名のあるもの）
- (5) 滋賀県産材利用耐震改修工事加算を利用する場合は、県産材の利用箇所及び利用数量が確認できる書類
- (6) 高齢者世帯又は子育て世帯耐震改修等工事加算を利用する場合は、世帯全員の住民票記載事項証明書
- (7) バリアフリー改修工事加算を利用する場合は、バリアフリー改修工事費見積書（バリアフリー改修工事費の見積額が確認できるものであって、登録設計者又は登録施工者の記名のあるもの）

建替工事

- (1) 木造耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震改修工事実施後の上部構造評価点等を記した書類（登録設計者又は登録施工者の記名のあるもの）
- (3) 耐震改修工事を行うこととした場合の設計図、補強計画図その他補助対象建築物を記した書類（登録設計者又は登録施工者の記名のあるもの）
- (4) 耐震改修工事を行うこととした場合の見積書（登録設計者又は登録施工者の記名のあるもの）
- (5) 除却工事の見積額が確認できるもの（登録設計者又は登録施工者の記名のあるもの）
- (6) 建替計画図
- (7) 高齢者世帯又は子育て世帯耐震改修等工事加算を利用する場合は、世帯全員の住民票記載事項証明書

除却工事

- (1) 木造住宅耐震診断報告書又は耐震診断調査票の写し
- (2) 現況の全景写真
- (3) 除却工事費の見積額が確認できるもの（登録施工者の記名のあるもの）

6 着手時に必要な書類

各工事共通

- (1) 着手届様式（要綱様式第4号）
- (2) 耐震改修工事の場合で、内覧会開催加算を利用する場合は、耐震改修内覧会実施計画書（要領様式第1号）

7 工事後の実績報告に必要な書類（申請年度の2月末までに提出が必要です）

- (1) 実績報告書様式（要綱様式第11号）
- (2) 登録施工者との間で締結した契約書等の写し
- (3) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
- (4) 工事写真（工事の施工内容が確認できるもの）
- (5) 設計委託及び監理委託契約書の写し（契約を締結した場合）
- (6) 設計委託費及び監理委託費に係る領収書の写し（契約を締結した場合）
- (7) 耐震改修工事、建替工事の場合は、工事の完了が確認できる平面図等
- (8) 耐震改修工事の場合で、滋賀県産材利用耐震改修工事加算を利用した場合は、滋賀県のびわ湖材産地証明制度に基づくびわ湖材証明書の写し及びびわ湖材を利用したことが確認できる書類
- (9) 耐震改修工事の場合で、内覧会開催加算を利用した場合は、耐震改修内覧会実施結果報告書（要領様式第2号）

【お問合せ先】

大津市役所 都市計画部 建築指導課 建築安全推進係

TEL 077-528-2774